

## 月形町総合体育館の利用許可条件

月形町総合体育館使用規則第7条の規定に基づき、利用条件を次のとおり定める。

- 1 必ず20歳以上の責任者のもと、受付にある受付事項を確認のうえ利用すること。
- 2 利用の際は、利用者台帳に氏名、人数等を記入すること。
- 3 利用時間には、準備や用具の片づけ、清掃時間も含む。特に閉館時間は厳守すること。
- 4 用具の預かりを希望する団体は、別に申し出を行い管理者に必ず許可を受けること。ただし、用具の紛失、破損に関して管理者は一切の責任を負わない。
- 5 管理者が許可した用具以外を放置し、撤去の指示に従わない場合は、管理者が処分する。なお、許可した用具を指定した場所以外に放置した場合も同様とする。
- 5 貴重品等の紛失については一切責任を負わない。
- 6 アリーナ、柔剣道場での飲食は禁止とする。(運動時の水分補給は除く)
- 7 会議室は原則、会議や講習会、文化活動等の使用に限る。ただし、資機材を使用した作業行為は、改めて管理者に申し出て許可を得ること。
- 8 使用しない場合は必ず、総合体育館受付窓口で連絡をすること。連絡が無い場合は、それ以降の予約を取り消し一般開放する。
- 9 他の個人、団体より同種目の使用希望があったときは、共同利用とする場合がある。
- 10 町及び教育員会、体育協会が主催する行事の使用を優先するので、予定表を必ず確認のうえ利用すること。なお「利用不可」となった場合は別途通知する。
- 11 総合体育館の利用にあたっては、利用規定を遵守すること。利用規定に反した場合は直ちに予約を取り消すものとする。

参考～利用規定(抜粋)

### 【使用者の遵守事項】

- 1 体育館を利用するものは、管理にあたる職員の指示に従うほか、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 建物、附属設備又はその他の物件を汚染若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
  - (2) 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれのある行為をしないこと。
  - (3) 防災及び盗難防止については、職員の指示に従うこと。
- 2 前項に基づく職員の指示に従わず、利用者が損害をこうむっても管理者は補償の責を負わない。

### 【使用者の義務】

- 1 使用者は、許可の条件に従い必要な注意をはらい当該使用場所、施設物件等を良好な状態において使用しなければならない。
- 2 使用者は、使用を終了したとき又は使用を停止されたときは、直ちにその施設及び物件等を原状に回復して返還しなければならない。
- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、管理者においてこれを代行し、その実費は使用者の負担とする。

### 【使用の禁止】

管理者は、体育館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を禁止する。

- (1) 許可した目的以外に使用しようとするとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 建物及びその備付物件を棄損又は滅失のおそれのあるとき。
- (4) その他体育館の運営上適当を認め難いとき。

### 【損害賠償】

使用者が建物又は設備その他の物件を棄損又は滅失したときは、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

### 【使用の取り消し】

体育館の使用を取り消す場合は、3日前までに届け出ること。